

宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年9月10日（火）
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員（農業委員12名＋推進委員1名）

農業委員（12名）

会長 武田俊彦、会長代理 春田章匡、3番 山本 隆、4番 榎本良樹、
5番 水上昭和、6番 安永文秋、7番 本田瑞希、8番 阿部 進、
10番 松川公彦、11番 宮野和男、12番 本田孝光、13番 渡邊三郎、

推進委員（1名）

9番 本田茂幸

- 4 欠席委員（欠員は農業委員2名、推進委員1名）
9番 安河内龍一、14番 舟越俊茂（農業委員）
12番 森下 哲次（推進委員）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- （1）議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
- （2）議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について
- （3）議案第18号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告事項

- （1）報告第12号 農地法第18条第6項の合意解約について
- （2）報告第13号 非農地証明願の届出について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

係長 佐野 史晃
主査 甲斐 裕己子

8 会議の概要

議長 ただ今から、令和 6 年度 第 6 回農業委員会を開会いたします。本日の委員 14 名中 12 名出席ですので、総会は成立しています。議事日程第 1 の、議事録署名委員の指名を行います。3 番 山本委員、4 番 榎本委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第 2 審議案件に入ります。

まず、議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について上程いたします。事件番号 1 番から 6 番につきましては、本田瑞希委員が譲受人及びご親族となっておりますので、一時退席をお願いいたします。
(退室後) それでは事務局より一括して説明をお願いします。

係長 1 ページ議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、2 ページ農地法第 3 条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

【事件番号 1 番 説明】

続いて事件番号 2 番、

【事件番号 2 番 説明】

続いて事件番号 3 番、

【事件番号 3 番 説明】

続いて事件番号 4 番、

【事件番号 4 番 説明】

続いて事件番号 5 番、

【事件番号 5 番 説明】

最後に事件番号 6 番、

【事件番号 6 番 説明】

議 長 事件番号 1 から 6 番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 これらは竹原古墳の真下にある農地となります。譲渡人は跡継ぎがおらず、今回申請をなされたものです。問題はありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 譲受人はご夫婦ですか。

議 長 兄妹です。
法人化しており、麦や大豆の作付けをしたいとのこと。

議 長 その他、ご質問、ご意見等はございませんか。

議 長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号 1 から 6 番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 1 から 6 番について許可と決定いたします。
本田委員に入室していただきます。

議 長 つづきまして、議案第 17 号、農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして上程いたします。それでは、事件番号 1 番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 16 ページ議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして 17 ページ農地法第 5 条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。
事件番号 1 番、

【説明】

議 長 事件番号 1 番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 何年か前より作付けは行っておらず、兄弟であるので問題ありません。

議 長 続いて農業委員の意見です。担当地区の農業委員さん本案件についての意見をお願いいたします。

委 員 問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 1 番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議 長 つづきまして、議案第 18 号、農業振興地域整備計画の変更に係る答申についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 長 24 ページ議案第 18 号 農業振興地域整備計画の変更に係る答申についてです。この議案は農政課より農業振興地域整備計画の変更について意見決定を求められているものです。それでは、25 ページをご覧ください。今回の計画変更（除外について）の内容でございます。

整理番号 1、

【整理番号 1 番 説明】

続いて整理番号 2、

【整理番号 2 番 説明】

続いて整理番号 3、

【整理番号 3 番 説明】

続きまして、編入案件となります。

整理番号 1、

【整理番号 1 番 説明】

区域、計画につきましては、26～41 ページに記載しておりますので、ご確認をお願いします。

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。

委 員 なし

議 長 それではよろしいですか。他に無いようですので、採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認し、農政課へ回答いたします。

議 長 次に日程第3 報告事項でございます。
報告第12号、農地法第18条第6項の合意解約、報告第13号、
非農地証明願の届出について、一括して事務局より説明をお願いします。

係 長 41ページ、報告第12号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、42ページをご覧ください。
農地法第18条第6項に係る報告表です。
1番

【説明】

引き続き、43ページ報告第13号 非農地証明願の届出につきまして、
44ページをご覧ください。
非農地判断基準に沿って「非農地」と判断される土地について、報告いたします。

事件番号1、

【説明】

これらのものにつきましては、法務局において、現況を確認後、当該現況地目に変更・登記される事となりますので、よろしくお願いいたします。
以上となっております。

議 長 ただ今の事務局からの報告、第12号から第13号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。

委 員 非農地証明の理由として「借りた当初より」というのは、申請では農地として借りているはずなので良くないのではないのでしょうか。「30年以

上前から現状のような状態」という説明で良いと思います。

係 長 その通りです。以後、気を付けます。

議 長 その他、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。

議 長 よろしいですか。無いようですので、これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。これで会議を終結いたします。

令和6年 9月10日（火）